

ラリー北海道 写真・映像使用規定

ラリー北海道
メディアセンター

第1条 原則

1-1 ラリー北海道(以下、本大会)においてメディア登録を受けた取材者が、その活動上撮影した写真や映像を利用するにあたっての規定をここに定める。なお、FIAアジアパシフィックラリー選手権の興行権にて許諾されている範疇の利用に関しては、本規定の適用外とする。

1-2 本大会の開催期間中に、その主催者が管理を行う場所において撮影を行った写真並びに映像における、選手ならびにチーム関係とその車両、大会関係者、イベントに関して設置した造作物の肖像権は、その主催者が保有する。対象となる場所のいくつかを以下に例示する。

- サービスパーク、リググループエリア、リフューエルゾーン
- セレモニアルスタート・セレモニアルフィニッシュ会場
- ラリー北海道に付随するイベント会場
- ラリーパーク
- スペシャルステージ及びその前後の占有区間とその沿線
- ラリーHQ 及びメディアセンター等その付随施設
- 公式車検場

第2条 非制限エリアでの撮影物の利用

第1条 1-2に定める場所にであっても、観戦エリア(有償、無償、プレミアム観戦エリア含む)ならびに一般観客の立ち入りが許可されているエリアに於いて撮影された写真・映像に関しては、その利用に当たって届出や承認は不要とする。

第3条 報道目的の利用

3-1 テレビ、新聞、雑誌、ウェブ媒体等における、報道目的としての利用については、メディア登録申請時に記載し承認を受けた内容、または後日追加申請し承認を得た目的について利用が許される。

3-2 上記目的での利用に当たっては、使用料金を以下の通り定める。

写真： 無償

映像： 60 秒まで無償(60 秒を超過する場合は別途協議する)

第 4 条 プロモーション目的での利用

4-1 テレビ、新聞、雑誌、ウェブ媒体等における、自社製品等のプロモーション目的としての利用については、メディア登録申請時に記載した内容、または後日追加申請し承認を得た目的について利用が許される。

4-2 上記目的での利用に当たっては、使用料金を以下の通り定める。

写真： 無償

映像： 60 秒まで無償(60 秒を超過する場合は別途協議する)

第 5 条 商用目的の利用

5-1 第 3 条に定義する報道目的以外に、その写真・映像を含む写真や映像コンテンツを販売する目的で使用する場合は、商用目的の利用として別途「映像・写真の商用利用申請書」によって主催者に申請し、使用許可を受けることとする。
なお、報道メディアが撮影した映像であっても、有料放送の番組等で構成や当該映像の長さなどによってコンテンツの販売と見なされる場合、商用目的の利用と判定されることがある。

5-2 この場合の使用料金は、個別に定めることとする。

第 6 条 私的利用

本規定の対象となる写真・映像については、その私的利用を禁ずる。ただし、第 2 条に定める非制限エリアで撮影したのものに関しては、この制約を受けることはない。
選手ならびにチーム関係者(チーム帯同メディアとして承認を受けた者を除く)による撮

影と利用は本規定の対象外であるが、個人ブログや SNS 等での私的利用については別途定める規定に従うものとする。

第 7 条 目的の追加申請

大会期間中に撮影した、本規定の影響下にある写真・映像について、メディア登録申請に於いて申請し承認を受けた使用目的以外の用途で使用しようとする場合は、「映像・写真の使用目的追加申請書」によって追加申請を行い、別途承認を受けなければならない。

第 8 条 その他の利用

本規定第 3 条～第 6 条に該当しない利用、その他本規定にて定めのない利用に関しては、メディアオフィサーの指示に従って申請を行い、承認を受けることとする。

付則

本規定は 2020 年のラリー北海道より有効とする。